

西宮市立中央病院実習生の受入れ等に関する取扱い要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、臨床実習等により医療技術等を習得させる目的をもって大学・看護学校・医療技術専門学校等（以下「大学等」という。）より中央病院に派遣依頼のある実習生（以下「実習生」という。）の受け入れ等に関し必要な事項を定める。

(申 請)

第2条 実習生の派遣を希望する大学等は、つぎの事項を明示した実習生派遣依頼書を病院長に提出しなければならない。

- (1) 実習目的及び内容
- (2) 実習期間
- (3) 実習者名簿

(承 認)

第3条 病院長は、大学等より実習生の派遣依頼があったときは、当該実習の目的及び内容が適正であり、かつ診療科等の業務計画に支障がないと認めたときはこれを承認することができる。この場合、あらかじめ関係診療科等の長の意見を聞くものとする。

(通 知)

第4条 病院長は、実習生の受け入れを決定したときは別途契約締結等をおこなうことを大学等に通知するものとする。

(契 約)

第5条 病院事業管理者は、実習生の受け入れにあたっては大学等と実習生受入れに関する契約を締結しなければならない。

2 前項の契約においては、つぎの各号、第2条各号、第6条経費負担およびその他必要な事項を定めるものとする。

- (1) 実習生の実習期間中のサービスは、病院所属職員の例によること。
- (2) 実習生の故意または過失より病院に損害を与えたときは、大学等が責任を負うこと。
- (3) 実習生が実習期間中に負傷または疾病になった場合は、大学等が責任をもって処理すること。
- (4) その他病院事業管理者が必要と認める事項。

3 病院事業管理者は、前2項によりがたいときは別に定める実習学生に関する確約書を大学等から提出させなければならない。

(経 費)

第6条 病院事業管理者は、大学等に当該実習期間中に要する経費を負担させることができる。

- 2 経費負担額については、病院と大学等双方で協議のうえ定めるものとする。
- 3 前項により決定した金額は、西宮市立中央病院事業会計予算に繰入れるものとする。

(指 導)

第7条 実習生を受け入れる診療科等の長は、業務に支障がないように指導計画を作成し、第5条の契約にしたがい実習生を指導監督しなければならない。

(実習中止)

第8条 病院長は、次の各号に定める事実が生じたときは実習を中止させ当該実習生の所属する大学等に実習中止を通知するものとする。

- (1) 実習生が病院の信用を著しく失墜する行為があったとき。
- (2) 契約または実習学生に関する確約に違反したとき。
- (3) その他病院長が適当でないと認めたとき。

(検査等の受託)

第9条 診療科等の長は、他の医療機関等から検査等を受託しようとするときは、あらかじめ病院長の承認を得たのち第5条および第6条の規定を準用し事務処理をおこなうものとする。

(委 任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は病院長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日前においてすでに実習生を受け入れているときおよび検査等を受託しているときは、この要綱を準用して処理するものとする。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。